

弁理士会継続研修認定講座 受講にあたっての注意点

- ・ 単位申請をご希望の方は「受講証明書の発行希望の旨」と「弁理士登録番号」をお申し込み時の備考欄にご記載ください。
- ・ 単位認定に関し、公共交通機関の遅延などの自己の行為に起因しない理由であっても、15分以上遅刻した場合には受講したものと認められません。また、中座、早退の場合も時間にかかわらず受講したものと認められませんのでご注意ください。
- ・ 研修受講後、当該研修を継続研修の単位として申請する際には、受講後3ヶ月以内に弊社が発行する受講証明書とレポートを添付の上、各自、日本弁理士会にご提出ください。